

別記様式第5号（第13条関係）

一般廃棄物処理業（収集運搬）処分・事業範囲変更）許可証

住 所 今治市喜田村5丁目15番1号

有限会社 きたむら運送

氏 名 代表取締役 海野尾 武志

法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

第7条第1項

第2項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6項

の規定により、次のとおり許可する。

第7項

第7条の2第1項

令和2年3月25日

今治市長 菅 良二



許可の種類	一般廃棄物処理業（ごみ収集運搬）
許可番号	第3号
許可の期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
許可の区域	今治市（今治市陸地部に限る）
許可の条件	別紙のとおり
許可の更新 及び変更の状況	

今治市一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第11項の規定に基づき、次のとおり条件を附する。

（関係法令の遵守等）

1. (1) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同条例施行規則その他関係法令等を遵守すること。
(2) 事業主は、関係法令等に違反しないよう従業員を常に指導監督し、資質の向上を図るよう努めなければならない。
(3) 市及びクリーンセンターからの指導、指示に従うこと。
(4) 今治市の許可業者であることを自覚し、社会通念上不適と認められる行為、言動等を厳に慎むこと。

（廃棄物の種類）

2. 収集運搬できる一般廃棄物の種類は、市内で発生したもので次に該当するものとする。

区分	種類	備考
一般ごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ	

（廃棄物の収集運搬）

3. 一般廃棄物の収集運搬の基準は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 一般廃棄物の種類ごとに収集運搬すること。
 - (2) 分別できていない一般廃棄物は収集運搬しないこと。
 - (3) 前処理が必要な一般廃棄物は、適正な処理をしてあること。
 - (4) 一般廃棄物処理実施計画に規定する処理困難物のほか、処理施設で処理できない廃棄物は収集運搬しないこと。
 - (5) 収集運搬は、本市の検査済証の交付を受けた車両を使用すること。
 - (6) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (7) 収集車の後蓋は完全に閉じて運行のこと。
 - (8) 塵芥車以外については、運搬の際、ごみの飛散防止用シートを着用すること。
 - (9) クリーンセンター搬入道路では、時速30km以下で走行のこと。

（車輛の表示）

4. 車輛には、市が指定する表示をすること。
 - (1) 法人の場合は業者名、個人の場合で通称名を使用している場合は通称名を車体の両側面に明確に表示すること。
 - (2) 車体の両側面及び後面に「許可車」、区分地区名及び番号を表示すること。

（車輛の管理等）

5. 車輛及び器材は、次の各号に注意して使用すること。

- (1) 車輛及び塵芥機能は、常に点検整備しなければならない。汚水漏れには特に注意し、異常発見時には速やかに対処すること。
- (2) 車輛は、日々洗車に努め、清潔の保持に留意しなければならない。
- (3) 車輛は申請書に記載した場所において管理すること。

(交通事故等の報告)

6. 交通事故等、事故のある時は速やかに報告しなければならない。

(帳簿記載、報告等)

7. (1) 事業所ごとに帳簿を備え、廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載すること。
- (2) 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存すること。
 - (3) 契約関係書類も帳簿と共に保存すること。
 - (4) 廃棄物の処理に関する事項その他必要資料等について、市長が報告を求めるときは、これに応じること。

(処理手数料)

8. (1) 処理手数料は、原価計算方式に基づいて算出した、原価に適正な利潤を加えた適正かつ合理的な金額であること。
- (2) 処理手数料を受領したときは、領収書を発行すること。

(許可証等の譲渡禁止等)

9. 許可証及び検査済証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の取り消し又は業務の停止)

10. 関係法令及び許可基準並びに許可条件に違反したときは、又は市長の指示に従わないときは、市長は本許可を取り消し、又は期間を定めて業務の一部もしくは、全部の停止を命じる。

Faint, illegible text at the top of the page, possibly a header or title area.

Second block of faint, illegible text, appearing to be the main body of the document.

Third block of faint, illegible text, continuing the document's content.

Fourth block of faint, illegible text, likely a concluding section or signature area.

事務専用
今治市
廃棄物